

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する
条例案に対する意見の申出について

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、知事から教育委員会の意見を求められましたが、急施を要したため、神奈川県教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2項の規定により事務を臨時に代理し、異存のない旨申し出ましたので、同条第3項の規定により報告します。

令和2年5月26日提出

神奈川県教育委員会
教育長 桐谷次郎

教企第1062号

令和2年5月8日

神奈川県知事 殿

神奈川県教育委員会教育長

職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正
する条例案等について（回答）

令和2年5月1日付け人第1230号で照会のありました標記のことについては、職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例案等の内容により、条例改正の手続きを進めていただきたく回答します。

問合せ先

総務室人事グループ 伊大知

電話 内線 8034

行政部教職員企画課

企画労務グループ 齋藤

電話 内線 8138

神奈川県教育委員会教育長 殿

神奈川県知事

職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を
改正する条例等について（照会）

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、現下の厳しい社会経済情勢に鑑み、
管理職手当受給者に対する給与減額を措置するため、また、新型コロナウイルス
感染症対策業務に関し感染症等接触手当の特例を措置するため、職員の給与及
び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例等案を別紙の
とおり令和 2 年第 2 回定例会（5 月）に提案する予定ですので、地方教育行政の
組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、次の条例の一部改正に関す
る貴委員会の意見をお聴きします。

○ 意見をお聴きする条例名

- ・ 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正す
る条例（給与減額措置関係）
 - ・ 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（第 1 条関係）
 - ・ 学校職員の給与等に関する条例（第 2 条関係）
 - ・ 任期付研究員の採用等に関する条例（第 3 条関係）
 - ・ 任期付職員の採用等に関する条例（第 4 条関係）

- ・ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（感染症等接触手
当の特例関係）

問合せ先
組織人材部人事課
労務グループ 長野
内線 2180

(案)

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和32年神奈川県条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「（施行期日等）」を付する。

附則第2項に見出しとして「（神奈川県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の廃止）」を付する。

附則第3項に見出しとして「（警察業務手当の特例）」を付し、同項を附則第5項とし、附則第2項の次に次の見出し及び2項を加える。

（感染症等接触手当の特例）

- 3 職員が多数の新型コロナウイルス感染症患者等（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下この項において同じ。）の病原体を有し、又は有する疑いのある人をいう。以下この項及び次項において同じ。）が滞在する施設若しくは滞在するための施設又はこれらに準ずる場所において、新型コロナウイルス感染症患者等に接する業務又は新型コロナウイルス感染症の病原体が付着し、若しくは付着している疑いのある物件に接触する業務であつて人事委員会が定めるものその他これらに準ずる業務として人事委員会が定める業務に従事したときは、感染症等接触手当を支給する。この場合において、第10条の規定は適用しない。
- 4 前項に規定する手当の額は、日額3,000円（新型コロナウイルス感染症患者等の身体に接触し、又は新型コロナウイルス感染症患者等に長時間にわたり接する業務その他人事委員会がこれに準ずると認める業務に従事した場合にあつては、4,000円）とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和2年2月5日から適用する。
- 2 改正後の附則第3項及び第4項の規定を適用する場合には、職員の特殊勤務手当に関する条例第10条の規定に基づいて支給された感染症等接触手当（改正後の附則第3項の感染症等接触手当を支給すべき業務に係るものに限る。）は、同項及び改正後の附則第4項の規定による感染症等接触手当の内払とみなす。

新旧対照表

○職員の特殊勤務手当に関する条例（公布日施行、令和2年2月5日から遡及適用）

新	旧
<p>附 則 (施行期日等)</p>	<p>附 則 (新規)</p>
<p>1 (略) (神奈川県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の廃止)</p>	<p>1 (略) (新規)</p>
<p>2 (略) (感染症等接触手当の特例)</p>	<p>2 (略) (新規)</p>
<p>3 職員が多数の新型コロナウイルス感染症患者等（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下この項において同じ。）の病原体を有し、又は有する疑いのある人をいう。以下この項及び次項において同じ。）が滞在する施設若しくは滞在するための施設又はこれらに準ずる場所において、新型コロナウイルス感染症患者等に接する業務又は新型コロナウイルス感染症の病原体が付着し、若しくは付着している疑いのある物件に接触する業務であつて人事委員会が定めるものその他これらに準ずる業務として人事委員会が定める業務に従事したときは、感染症等接触手当を支給する。この場合において、第10条の規定は適用しない。</p>	
<p>4 前項に規定する手当の額は、日額3,000円（新型コロナウイルス感染症患者等の身体に接触し、又は新型コロナウイルス感染症患者等に長時間にわたり接する業務その他人事委員会がこれに準ずると認める業務に従事した場合にあつては、4,000円）とする。 (警察業務手当の特例)</p>	<p>(新規)</p>
<p>5 (略)</p>	<p>3 (略)</p>

新型コロナウイルス感染症対策に係る特殊勤務手当の特例

(令和2年2月5日から遡及適用)

新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員に対し、国に準じて、感染症等接触手当の特例を措置

支給対象業務

業務場所に係る要件 (次のいずれかに該当すること。)

- ① 多数の新型コロナウイルス感染症患者等が滞在する施設
(例) ダイヤモンド・プリンセス号等
- ② 多数の新型コロナウイルス感染症患者等が滞在するための施設
(例) 軽症者宿泊療養施設、病院等
- ③ ①又は②に準ずる場所
(例) 移送車両、検査のための施設、疫学調査等をする場合の新型コロナウイルス感染症患者等の自宅等(これらの場所や①②を結ぶ新型コロナウイルス感染症患者等の動線上の区域を含む。)

※ 新型コロナウイルス感染症患者等…新型コロナウイルス感染症の病原体を有し、又は有する疑いのある人。以下同じ。

業務内容に係る要件 (次のいずれかに該当すること。)

- ① 新型コロナウイルス感染症患者等に接する業務又は新型コロナウイルス感染症の病原体が付着し、若しくは付着している疑いのある物件に接触する業務であって人事委員会が定めるもの
(例) 検体採取、PCR検査、疫学調査、移送等
- ② ①に準ずる業務として人事委員会が定める業務
(例) 軽症者宿泊療養施設における生活支援等

手当額

- 日額 3,000 円 (※通常の感染症等接触手当は、日額 350 円)
- 以下の作業に従事した場合には日額 4,000 円
 - ・ 新型コロナウイルス感染症患者等の身体に直接接触する業務
 - ・ 新型コロナウイルス感染症患者等に長時間にわたり接する業務 等